

■ 個品割賦販売契約約款 (Root WiMAX 用) の変更 (2023/11/1 付) における新旧対照表

変更前	変更後
<p>第1条 (契約約款の適用等)</p> <p>1. 株式会社<u>グランデータ</u> (以下「当社」といいます。) は、この「個品割賦販売契約約款 (Root WiMAX 用)」 (以下「本約款」といいます。) を定め、これにより購入者 (当社が提供する Root WiMAX 電気通信サービス (以下「当社通信サービス」といいます。) の契約者であって、当社から端末機器その他の商品 (当社が指定するものに限るものとし、以下、単に「商品」といいます。) を購入した者をいいます。以下同じとします。) と割賦販売に係る契約 (以下「個品割賦販売契約」といいます。) を締結します。</p> <p>※以下変更なし</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>第1条 (契約約款の適用等)</p> <p>1. 株式会社<u>ストエネ</u> (以下「当社」といいます。) は、この「個品割賦販売契約約款 (Root WiMAX 用)」 (以下「本約款」といいます。) を定め、これにより購入者 (当社が提供する Root WiMAX 電気通信サービス (以下「当社通信サービス」といいます。) の契約者であって、当社から端末機器その他の商品 (当社が指定するものに限るものとし、以下、単に「商品」といいます。) を購入した者をいいます。以下同じとします。) と割賦販売に係る契約 (以下「個品割賦販売契約」といいます。) を締結します。</p> <p>※以下変更なし</p> <p style="text-align: right;">以上</p>